

## 税務情報

### 国税庁 — 「移転価格税制に係る文書化制度 (FAQ)」の改訂

国税庁は7月9日、「[「多国籍企業情報の報告」](#)」のページにおいて、以下の資料を公表しました。

■ [移転価格税制に係る文書化制度 \(FAQ\) 令和6年6月](#) (PDF 973KB)

このFAQは2016年に初版が公表され、その後、随時改訂が行われているものです。

今回は、2024年度税制改正等を踏まえ、以下の4つの問が改訂されました。

問33 国別報告事項を作成するために、外国に所在する構成会社等の財務データを日本の会計基準等に合わせて再計算する必要がありますか。

問34 国別報告事項の表1に記載する収入金額と当社の有価証券報告書の数値が、日本と各国の会計基準及び経理処理の違い等から一致しません。これらを理由に外国の税務当局から、国別報告事項の内容について指摘を受けることはありますか。

問38 同一国内の関連者間取引は、現地で連結パッケージとして財務諸表が作成され、関連者間取引金額の相殺を行っていますが、国別報告事項の表1に記載する収入金額を計算する際に、それを分解する必要がありますか。

問41 構成会社等から受け取る配当金を収入金額又は税引前当期利益（損失）の額に含める必要がありますか。

たとえば問41では、他の構成会社等からの受取配当金の額を収入金額又は税引前当期利益（損失）の額に含めるか否かは、支払者である当該他の構成会社等における取扱いによって異なり、支払者である当該他の構成会社等が国別報告事項の作成にあたり、その支払額を税引前当期利益（損失）の額に含めている場合には、当該他の構成会社等からの受取配当金の額を収入金額及び税引前当期利益（損失）の額に含めること等が示されています。

なお、2024年6月28日に発遣された「[「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について](#)（法令解釈通達）」では、2024年度税制改正等に伴い、法人課税関係等の申請、届出等の諸様式について所要の改正が行わ

れましたが、上記の間 41 等の内容は、この通達により改正された [「特定多国籍企業グループに係る国別報告事項 表 1 から表 3」](#) (PDF 305KB) の記載要領に反映されています。

#### 《参考》

KPMG Japan e-Tax News No.307 [「所得合算ルールに相当する規定に係る省令の一部訂正」](#) (2024 年 6 月 3 日発行) において、2024 年度税制改正で追加の見直しが行われた、グローバル・ミニマム課税における所得合算ルール (IIR) に相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」の規定に係る省令の一部が訂正され、移行期間 CbCR セーフハーバーに係る省令が整備されたことをお知らせしました。

今回の FAQ の改訂及び国別報告事項 表 1 から表 3 の記載要領の改正は、この訂正後の省令の内容と整合する改訂・改正となっています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[kpmg.com/jp/tax](http://kpmg.com/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.